明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律（二六）　二

〔政　令〕
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一七六）　五
○個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（一七七）　七
○港則法施行令の一部を改正する政令（一七八）　七

〔告　示〕
○投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の効力発生に関する件（外務一六〇）　八
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の効力発生に関する件（同一六一）　八
○円借款の供与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一六二）　八
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（経済産業一〇二）　八
○国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示（国土交通五〇二）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一二六）　九
○道路に関する件（東北地方整備局六三、六四）　九
○道路に関する件（近畿地方整備局八〇、八一）　一〇
○道路に関する件（北海道開発局六一）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　法務省　一〇

〔叙位・叙勲〕　一二

〔資　料〕
機械受注統計調査報告（令和四年二月）（実績）（内閣府）　一三

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、登録個別信用購入あつせん業者の登録失効、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
特殊法人等
財務省共済組合定款の一部変更関係
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律（法律第二六号）（防衛省）

一　防衛省設置法の一部改正関係
自衛官の定数を改めることとした。（第六条関係）

二　自衛隊法の一部改正関係
1　外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等を見直すこととした。（第八四条の四関係）
2　自衛隊が外国の軍隊に麻薬等を譲り渡す場合の特例を整備することとした。（第一一五条の三関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係
保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等をすることとした。（第二二条及び第三二条～第三五条関係）

四　施行期日等
1　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）
2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第三条～第六条関係）
3　この法律は、令和五年三月三一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めることとした。

◇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一七六号）（個人情報保護委員会）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は令和四年一〇月一日とし、同条第七号に掲げる規定のうち、同法第五一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第一〇条、第一八条（戸籍法（昭和二二年法律第二二四号）第一二九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二二条、第四七条、第四九条、第五四条、第五